



◇ 令和6年度税制改正における『定額減税』の概要 ◇

物価高に賃金上昇が追い付いていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として令和6年分所得税・個人住民税の減税が実施されます。具体的には『所得税の減税』は6月1日以降最初に支払いを受ける給与等の源泉徴収税額から。6月分の給与で控除しきれない部分は、その後に支払いを受ける給与等の源泉税額から順次控除されます。

『住民税の減税』は6月の給与に係る住民税の徴収を行わず、7月から翌年5月までの間で、定額減税額を控除した後の個人住民税額の1/11が毎月徴収されます。

《 定額減税 》…納税者の税額から一定額を差し引く方法です		◆ 扶養親族の人数が変更になった場合 ◆
所得税 【本人】3万円+【同一生計配偶者又は扶養親族】×3万円		例えば、7月に子の出生によって扶養親族の人数が増え、令和6年6月と7月とでは扶養親族の人数が異なることとなっても、月次減税額の増額は行いません。
住民税 【本人】1万円+【同一生計配偶者又は扶養親族】×1万円		こうした人数の異動により生ずる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告により精算することになります。
ただし、その合計額が納税者本人の所得税額又は個人住民税の所得割の額を超える場合には、それらの額を限度とします。← ミソです!		
【例1】 本人1名だけの場合は		◆ 事業所得者・不動産所得者等はいつ? ◆
所得税 3万円 + 住民税 1万円 ⇒ 合計 4万円の減税		原則として確定申告で実施されます。ただし、予定納税の対象者については、第1期分の予定納税の際に納税者本人分の減税額3万円が控除されます。なお、同一生計配偶者及び扶養親族分も「減額申請」で可能です。
【例2】 本人、同一生計配偶者と子2名、親1名(扶養親族)の場合は		* 公的年金者は6月1日以後順次控除されます
所得税 本人3万円+同一生計配偶者3万円+子6万円+親3万円=15万円		
住民税 本人1万円+同一生計配偶者1万円+子2万円+親1万円=5万円		
⇒ 合計 20万円の減税…上記の限度があるので嬉しびされませんように!		

★ 記帳代行募集中 ★	インボイスについて	☆ 無料相談会のご案内 ☆
貴方は日計表に日々の取引を記入するだけ。後は通帳・領収書等を添えて事務局に依頼するだけで消費税インボイス制度に対応した元帳と青色申告特別控除65万円が受けられます。(事業的規模で無い不動産所得者を除く) (費用はデータ量により)	インボイスの登録を取り消したい場合は、「次の課税期間の初日から起算して15日前の日」までに提出しなければなりません 例：個人事業主の方が令和7年1月1日から登録を取り止める場合は、令和6年12月17日までに取消し届を税務署長あてに提出する必要があります。	弁護士と税理士による無料相談会を毎月行なっております。一人でも悩まずにお気軽にご相談下さい。(☎ 予約制) ☆法律相談 5月28日(火) 13:30~ ◆税務相談 5月30日(木) 14:00~ ☆法律相談 6月25日(火) 13:30~ ◆税務相談 6月28日(金) 14:00~ ☆法律相談 7月11日(木) 13:30~ ◆税務相談 7月30日(火) 14:00~ ☆法律相談 8月22日(木) 13:30~ ◆税務相談 8月30日(金) 14:00~
【決算・申告が間違っていたら】		
提出された決算書・申告書に誤りを発見した時は		
★ 税金が多くなる場合 …修正申告		
☆ 税金が少なくなる場合 …更正の請求		
◎ 青色申告会 事務局までご相談下さい ◎		

◆ 社会保険の保険料率 ◆			『青色共済』+『傷害特約』
会社と被保険者負担	令和6年3月分~	本人負担 (1/2)	速やかな給付・大きな安心…病気と怪我の総合補償
健康保険	10.35%	5.175%	共済会費…月額1,000円 → 相互扶助 → 必要経費
介護保険	1.60%	0.80%	傷害特約…月額1,250円 → 怪我の通院は1日目から
厚生年金	18.30%	9.15%	申込締切日 5月15日(水) 補償開始日 6月1日(土)
全額会社負担	令和6年3月分~	本人負担	
子ども子育て拠出金	0.36%	0.00%	

◆ 令和6年度の雇用保険料率のお知らせ ◆				※ 注意 ※
	①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率	当会で労働保険の事務委託をされている方は
一般の事業	0.60%	0.95%	1.55%	5月15日(水)までに必要書類の提出をお願いします
建設の事業	0.70%	1.15%	1.85%	
農林水産の事業	0.70%	1.05%	1.75%	

♥ 県連女性部研修会について ♥	ゴールデンウィーク期間中
令和6年度は当会が当番幹事となっており、9月20日(金)に行なわれます。女性の事業主・専従者・役員の皆様、女性部に入会されませんか!	4月27日(土)~5月6日(月)までの間、事務局は勝手ながら閉館させていただきます。